

令和2年10月1日

教 育 長  
会 計 管 理 者  
各 課 ( 局 ) 長 } 様

鳩山町長 小 峰 孝 雄

## 令和3年度予算編成方針について（通知）

令和3年度予算は、昨年度に引き続き、本町の重要事業である「(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を着実に進めるものとする。

一方で、本町の財政状況は財政調整基金残高の減少、近年の大型公共事業による町債残高の増加とそれに伴い実質公債費比率、将来負担比率が年々上昇しており、極めて厳しい財政状況にあることから、これまで以上に歳出経費の節減、削減、圧縮に取り組む必要がある。また、近年増加している町債残高を削減するため、町債発行の抑制にも取り組まなければならない。

このような基本認識のもと、令和3年度予算は、第5次鳩山町総合計画に基づいて、下記に示す「1 令和3年度町政運営の考え方」及び「2 令和3年度財政見通し」を踏まえた上で、この方針に基づき、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査し、改革を断行する決意で編成に臨まれない。

### 記

#### 1 令和3年度町政運営の考え方

##### (1) 近年の状況

近年、本町は国の交付金等を積極的に活用し、地域包括ケアセンター整備をはじめ、学校給食センター改築や多世代活動交流センター耐震補強及び改修工事などに取り組んできた。

また、(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備と連携した北部地域活性化事業にも取り組み、埼玉西部環境保全組合から交付される周辺対策事業に係る負担金等を活用して、町道整備のほか、泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設の整備などを実施している。

## (2) 令和3年度の課題

このように、町のインフラ整備は民間部門も含め、一定の成果を収めているが、令和3年度においては、町の重要事業である「(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」に、継続的に取り組むとともに、令和2年度中に整備が終わる泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設の活用など、具体的な活性化策を検討し、実施していく必要がある。

また、本町では人口減少とともに少子高齢化が急速に進んでおり、これらを背景とした現下の課題に対応する事業の推進も必要である。

さらに、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益は大幅な減少が続いている。企業などの雇用調整なども影響し、個人所得も減少している。海外経済も厳しく、輸出入は減少している。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、現時点では的確に収支状況を見通すことは困難な状況となっている。

このため現時点での想定として、事業実施の裏付けとなる歳入については、「2令和3年度財政見通し」のように、歳入と歳出の乖離額(財源不足額)は1億3,680万円と見込まれる。

以上のことから、令和3年度は次に示す考え方にに基づき、町政運営にあたるものとする。

### 令和3年度町政運営の考え方

- ① 「(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を継続して取り組むとともに、整備した施設等の具体的活用を検討し、実施すること。
- ② 令和3年度も大幅な財源不足が見込まれることから、予算要望額が100万円を超える事業、新規事業及び重要事業については、「第5次総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「令和2年7月町長選挙公約(新型コロナウイルス感染症対策含む)」における位置づけを事業別明細書に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とすること。
- ③ 基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」に取り組むこと。
- ④ 町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り組むこと。

## 2 令和3年度財政見通し

令和3年度の財政見通しは次のとおりである。

なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

## (1) 令和3年度の動向

### ①歳入

町税は、令和2年度当初予算額より減少すると見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済に与える影響により、地方譲与税等の交付金の減少も想定される。

また、例年8月末が期限となっている国の概算要求は、新型コロナウイルスの影響により1か月延期されたが、地方交付税については、出口ベースの総額で令和2年度に比べ約4,000億円の減、一方で普通交付税の代替措置とされる臨時財政対策債は約3兆7,000億円の大幅増との報道がされている。年末までに行われる国の予算編成の動向次第では、変動が生じる可能性もあるが、令和3年度の地方財政対策は、極めて厳しい内容になることが想定される。

### ②歳出

令和2年度当初予算は、令和元年度当初予算の58.51億円から3.35億円増加し、61.86億円となった。なお、令和2年度予算の概算要求（令和元年11月28日時点）における歳出要求額は62.93億円であり、約8.45億円の財源不足額が生じたことから、歳入の町税や交付金等の精査、特定目的基金や地方債の活用を図るなどしたが、財源不足額を解消するまでには至らず、財政調整基金から0.40億円の取り崩しを行うことで対応した。

令和3年度予算においては、泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設の整備などが令和2年度内に完成する予定であり、投資的経費の減少が見込まれるものの、物件費や公債費等の増加が想定される。

## (2) 歳入歳出見込額の仮試算

### ①歳入の仮試算

令和3年度の歳入見込額について、「表-1 令和3年度歳入見込額（予算編成方針時点）」のとおり、仮試算を行った。

この仮試算では、主要な一般財源である町税、地方交付税等については、令和3年度の動向や近年の推移等に基づき試算した。

### ●仮試算概要

（単位：千円）

	令和2年度 当初予算	令和3年度 予算編成方針	比較 (R3-R2)
(1) 臨時一般財源	396,472	361,883	-34,589
(2) 経常一般財源	3,449,074	3,469,587	20,513
○小計	<b>3,845,546</b>	<b>3,831,470</b>	<b>-14,076</b>
(3) 臨時特定財源	1,626,997	829,438	-797,559
(4) 経常特定財源	713,457	513,792	-199,665
●合計	<b>6,186,000</b>	<b>5,174,700</b>	<b>-1,011,300</b>

## ②歳出の仮試算

令和3年度の歳出見込額について、「表-2 令和3年度歳出見込額（予算編成方針時点）」のとおり、歳出を性質別に区分し仮試算を行った。

この仮試算では、性質別区分ごとに、令和3年度に予定されている普通建設事業や個別要因、近年の決算推移等に基づき試算した。

### ●仮試算概要

(単位:千円)

区 分	R2	R3 歳出見込額（編成方針）		
	予算額	見込額	対前年度増減	
			増減額	増減率
1 人件費	1,059,976	1,057,600	-2,376	-0.2%
2 物件費	643,426	683,800	40,374	6.3%
3 維持補修費	41,526	43,600	2,074	5.0%
4 扶助費	691,979	703,800	11,821	1.7%
5 補助費等	848,825	957,100	108,275	12.8%
6 普通建設事業費	1,263,812	399,696	-864,116	-68.4%
8 公債費	577,415	603,600	26,185	4.5%
9 積立金	220,978	220,899	-79	0.0%
12 繰出金	830,058	633,400	-196,658	-23.7%
その他	8,005	8,005	0	0.0%
<b>●仮試算合計</b>	<b>6,186,000</b>	<b>5,311,500</b>	<b>-874,500</b>	<b>-14.1%</b>

### (3) 歳入歳出乖離額（財源不足額）

令和3年度の歳入見込額と歳出見込額の乖離額は、次のとおり1億3,680万円となった。

令和3年度歳入見込額（予算編成方針）	5,174,700千円
令和3年度歳出見込額（予算編成方針）	5,311,500千円
<b>歳入歳出乖離額（財源不足額）</b>	<b>136,800千円</b>

表-1 令和3年度歳入見込額（予算編成方針時点）

令和3年度予算編成方針 歳入見込額
5,174,700千円

（単位：千円）

	R2年度財源内訳				R3年度財源内訳（見込）			
	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)
<b>1 町税</b>				1,702,105				1,694,600
2 地方譲与税				66,400				68,400
3 利子割交付金				1,000				1,500
4 配当割交付金				8,000				8,000
5 株式等譲渡所得割交付金				5,000				5,000
6 法人事業税交付金				5,000				5,000
7 地方消費税交付金				285,000				256,500
8 ゴルフ場利用税交付金				90,000				85,000
9 自動車取得税交付金				1				
10 環境性能割交付金				10,000				9,000
11 地方特例交付金			2,250	6,000				5,000
12 地方交付税			85,000	1,216,000			85,000	1,284,000
13 交通安全対策特別交付金				2,000				2,000
<b>14 分担金及び負担金</b>	202,927	14,601	2		200,000	14,598	2	
<b>15 使用料及び手数料</b>		13,836		8,350		13,768		8,332
16 国庫支出金	196,359	365,124			147,522	275,178		
17 県支出金	224,797	290,038			143,662	185,838		
<b>18 財産収入</b>	292	5,847	3	23,675	234	5,096	3	20,667
<b>19 寄附金</b>	15,000		1		20,000			
<b>20 繰入金</b>	217,285		40,215		218,000			
<b>21 繰越金</b>			50,000				60,000	
<b>22 諸収入</b>	6,537	24,011	21,001	20,543	5,220	19,314	16,878	16,588
23 町債	763,800		198,000		94,800		200,000	
自主財源	442,041	58,295	111,222	1,754,673	443,454	52,776	76,883	1,740,187
依存財源	1,184,956	655,162	285,250	1,694,401	385,984	461,016	285,000	1,729,400
合 計	1,626,997 ①	713,457 ②	396,472 ③	3,449,074 ④	829,438 ⑤	513,792 ⑥	361,883 ⑦	3,469,587 ⑧
再 計	2,340,454 ⑨ (①+②)		3,845,546 ⑩ (③+④)		1,343,230 ⑪ (⑤+⑥)		3,831,470 ⑫ (⑦+⑧)	
<b>歳入見込額</b>	<b>6,186,000</b> ⑨+⑩				<b>5,174,700</b> ⑪+⑫			

●想定

○町税	2年度当初予算額から0.5%程度の減少を想定
○交付金等	近年の決算額の推移を参考に想定
○地方交付税	①普通交付税・・・2年度交付基準額から町税収入の減少等を考慮して想定 ②特別交付税・・・2年度当初予算額と同額を想定
○繰入金	財政調整基金繰入は「0」としている
○繰越金	近年の決算額の推移を参考に想定
○町債（臨財）	臨時財政対策債 2年度発行可能額と同額程度を想定

表-2 令和3年度歳出見込額（予算編成方針時点）

令和3年度予算編成方針 歳出見込額
5,311,500千円

（単位：千円）

区 分	H30	R1	R2			R3 歳出見込額（編成方針）		
	決算額 ①	予算額 ②	予算額 ③	対前年度増減		見込額 ④	対前年度増減	
				増減額 ③-②	増減率		増減額 ④-③	増減率
1 人件費	956,644	968,811	<b>1,059,976</b>	91,165	9.4%	<b>1,057,600</b>	-2,376	-0.2%
*うち職員給	626,570	651,198	<b>661,894</b>	10,696	1.6%	<b>660,410</b>	-1,484	-0.2%
							・定年退職者数、再任用職員数等の推移による影響を想定	
2 物件費	617,712	666,458	<b>643,426</b>	-23,032	-3.5%	<b>683,800</b>	40,374	6.3%
							・新施設の維持管理費の影響等を想定	
3 維持補修費	18,588	70,483	<b>41,526</b>	-28,957	-41.1%	<b>43,600</b>	2,074	5.0%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
4 扶助費	680,513	660,744	<b>691,979</b>	31,235	4.7%	<b>703,800</b>	11,821	1.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
5 補助費等	846,848	885,147	<b>848,825</b>	-36,322	-4.1%	<b>957,100</b>	108,275	12.8%
(1)一部事務組合	522,066	520,942	<b>528,734</b>	7,792	1.5%	<b>664,619</b>	135,885	25.7%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
(2)その他	324,782	364,205	<b>320,091</b>	-44,114	-12.1%	<b>292,481</b>	-27,610	-8.6%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
6 普通建設事業費	643,533	1,072,282	<b>1,263,812</b>	191,530	17.9%	<b>399,696</b>	-864,116	-68.4%
(1)補助事業費	498,262	618,500	<b>1,007,569</b>	389,069	62.9%	<b>118,700</b>	-888,869	-88.2%
							・事務事業費等調などを基に想定	
(2)単独事業費	145,271	453,782	<b>256,243</b>	-197,539	-43.5%	<b>280,996</b>	24,753	9.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
7 災害復旧事業費	0	4	<b>4</b>	0	0.0%	<b>4</b>	0	0.0%
(1)補助事業費	0	0	<b>0</b>	0	0.0%	<b>0</b>	0	0.0%
(2)単独事業費	0	4	<b>4</b>	0	0.0%	<b>4</b>	0	0.0%
8 公債費	518,039	516,772	<b>577,415</b>	60,643	11.7%	<b>603,600</b>	26,185	4.5%
9 積立金	12,407	210,829	<b>220,978</b>	10,149	4.8%	<b>220,899</b>	-79	0.0%
							・歳入のふるさと納税寄附金と相殺	
10 投資及び出資金	3,000	3,000	<b>3,000</b>	0	0.0%	<b>3,000</b>	0	0.0%
11 貸付金	0	1	<b>1</b>	0	0.0%	<b>1</b>	0	0.0%
12 繰出金	774,150	791,469	<b>830,058</b>	38,589	4.9%	<b>633,400</b>	-196,658	-23.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
13 予備費	0	5,000	<b>5,000</b>	0	0.0%	<b>5,000</b>	0	0.0%
<b>合 計</b>	5,071,434	5,851,000	<b>6,186,000</b>	335,000	5.7%	<b>5,311,500</b>	-874,500	-14.1%

# 第 1 予算編成方針

## 1 予算編成にあたっての基本方針

### (1) 基本方針

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減するように努めてきた。

これら成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、令和 2 年度の基本方針と同様に、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む」、「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組む」とともに、近年増加している町債残高について、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、削減に取り組むものとする。

### (2) 基本方針の展開

上記に示した基本方針を具体的・効果的に展開するため、「令和 3 年度町政運営の考え方」で示したとおり、「（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を重要事業として位置付け、取り組むものとする。

また、令和 3 年度財政見通しで示したように、現時点で 1 億 3,680 万円の財源不足額が見込まれることから、「第 5 次総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「令和 2 年 7 月町長選挙公約」に該当する事業であるか否かを事業別明細書に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とする。

さらに、基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」に取り組む。また、町債残高の削減を図るため、普通建設事業に係る町債について、発行上限額を設定する。

<b>(1) 基本方針</b>	① 将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む。 ② 社会構造の変化等（新型コロナウイルス対応含む）に対応する施策に包括的に取り組む。 ③ 町債発行を抑制し、町債残高の削減に取り組む。
<b>(2) 基本方針の展開</b>	① （仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業を継続して取り組むとともに、整備した施設等の具体的活用を検討し、実施する。 ② 「第 5 次総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「令和 2 年 7 月町長選挙公約」に位置づけられた事業のうち、補助事業かつ具体的成果が得られる事業を優先採択する。 ③ 鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき、事業の総点検・総見直しを実施する。

	④ 町債残高を削減するため、普通建設事業に係る町債については発行上限額を1億円とする。ただし、後年度に財政支援のある地方債で、地方創生に関する交付金など有利な交付金制度が新たに創設された場合は、別途検討する。
--	--

## 2 選択と集中を原則とした予算編成

予算編成方針の作成に向けて、事務事業費等調査も実施したが、現時点で1億3,680万円の財源不足が見込まれるなか、予算編成方針において重点事業を位置付けることは困難である。

そこで、予算要求書とともに作成する「事業別明細書」において、次のとおり事業の分類を行うとともに、評点の付与を行い、重点事業を選定するものとする。

<b>1.事業別明細書の概要</b>			
(1) 事業別明細書では、次の5種類に事業を分類する。			
(2) 実施事業が、①の本予算編成方針で示した重要事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には4点の評点を付与する。			
(3) 実施事業が、②から⑤に位置付けられている事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には2点の評点を付与する。			
(4) 事業採択にあたっては、評点の合計点を重視する。			
(5) 事業名の記入にあたっては、表-3に基づきドロップダウンリストを作成し、記入の効率化を図る。			
<b>2.事業の分類</b>			
① R3 予算編成方針重要事業			評点
② 第5次総合計画（協働戦略）			
③ 分野別計画実施計画事業			
④ まち・ひと・しごと創生総合戦略			
⑤ 令和2年7月町長選挙公約			

### (1) 財政健全化の推進

当町の財政状況を的確に把握するとともに、活力ある財政構造への転換及び財政基盤を強化する取り組みを推進するため、基金残高や財政健全化法に規定する4つの健全化判断比率等の財政指標を念頭においた予算編成を行うものとする。

## **(2) PDCAの強化による既存事業の徹底した見直し**

A (Action) を実現するためには、各事業区別の成果目標を掲げ、事後評価を十分行い、その必要性、効率性、有効性等を検証し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化・効率化を進めなければならない。

このため、決算概要説明資料として作成した「新規事業・主要事業の成果及び評価並びに改善点」等を活用し、既存事業の成果・効果・改善点等を徹底的に分析し、事業仕分け、廃止、縮小、休止、類似事業との統合など、あらゆる可能性を視野に入れ見直すことが必要である。

なお、直ちに見直しすることができない事業の場合には、年度途中及び次年度以降での見直しを視野に入れ、継続的な点検等を実施することとする。

## **(3) コスト意識と適正な経費算定**

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

## **(4) 新規事業に対する姿勢及び財源等の確保**

新規事業については、基本的に予算編成の基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、既存事業の見直しを行うなかで確保することを基本とする。

## **(5) 国、県の予算動向の注視と要望**

財源不足が見込まれるなか、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得する必要があるため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視する。なお、国、県からの財政支援が減少する事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応する。

また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動する。

## 第2 具体的な予算編成手法

### 1 具体的な手法

令和3年度予算は、予算編成方針（本年10月1日提示）で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

#### (1) 各課における目標の設定

令和3年度予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は昨年と同様）

考え方及び手順は次のとおりである。

- ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書及び事業別明細書（事業目標及び成果指標も明記すること）等を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。

人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとする。

#### (2) 予算要求基準額の設定

「2 令和3年度財政見通し」で示したとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、今まで以上の予算の圧縮が避けられない状況となっている。

ついては、令和3年度の予算編成においては、昨年度と同様に、一般財源枠配分方式により行い、一般財源予算要求基準額を設定する。なお、所管課別の一般財源予算要求基準額及び細部の取扱いについては、別途、政策財政課長より通知させる。

#### 【一般財源枠配分方式による予算編成について】

町では、「自立的で持続可能な財政運営」（基金の取崩しに頼らない予算編成）の実現を目指し、令和3年度当初予算は以下の考え方に基づき一般財源枠配分方式による予算編成を実施する。

##### ① 一般財源枠配分方式とは

枠配分方式とは、予算編成にあたって各課等にあらかじめ一定額の予算（各課で各種事業を行うための一般財源分）を提示し、その予算の範囲内で、各課等の判断で予算要求を行う方法である。

なお、政策財政課では、以下の図のような考え方で一般財源の予算額を各課

等に提示し、その範囲内で予算編成を行うものとする。

また、予算要求された内容については、政策財政課で町の政策方針等を考慮し、予算の全体的な調整を行うため、予算ヒアリングを実施する。

歳 入	一般財源	歳 出	<p>●各課等に枠配分</p> <p>①各課等の一般財源予算要求基準額（枠配分額）は、前年度決算額、令和2年9月補正後の予算額、令和2年8月実施の事務事業費等調査を参考に政策財政課で査定（上限設定）する。</p> <p>②基本的には、各課等に配分された枠配分額の範囲内で、個別事業の予算化を検討する。<u>なお、検討にあたっては、事務事業費等調査の事務事業評価、事務事業の見直し等を踏まえて行うこと。</u></p> <p>③普通建設事業費（実施設計業務、工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償等）については、<u>枠配分額の対象外とするが必ず事業別明細書を作成のうえ提出すること。また、予算要求にあたっては、補助金や交付税措置のある地方債の活用を検討すること。</u></p> <p>④枠配分額は、法令で定められた経費を優先に充当すること（補正対応ありきの予算要求は認めない）。</p> <p>⑤枠配分額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。なお、<u>予算計上希望事業一覧には、枠配分額を超過した一部の事業費を記載するのではなく、当該事業費の全額を記載すること。</u></p> <p>⑥予算計上希望事業（枠配分額に収まらない事業）は、第1回ヒアリング時に内容を聴取し、予算計上の有無を町全体の予算の中で総合的に必要性等を検討する。</p> <p>●以下は政策財政課で金額を指示 人件費、公債費</p>
	特定財源		<p>●特定財源充当分</p> <p>①法令の規定により実施しなければならない事業についても、過大な要求とならないように国</p>

			<p>や県の補助金等と併せて、政策財政課で提示された一般財源の範囲内で予算要求するように検討すること。</p> <p>②事業費全額が補助金等で実施できるものは、そのまま予算要求すること。</p> <p>ただし、施設等の整備や後年度にランニングコストがかかる事業は政策会議や町長査定等で実施の有無を検討すること。</p> <p>③地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を1億円と設定する。</p> <p>④町債の活用は交付税措置のあるものを検討すること。</p>
--	--	--	---

## ② 一般財源枠配分方式による3つの効果

### ア. 町事業のスクラップアンドビルドの促進

政策財政課による予算査定では、事業所管課が必要であると主張する事業を一方的に廃止することや狙い撃ち的にある事業だけを廃止することは難しく、一方で事業所管課としても自主的に事業を廃止し、縮小したとしてもその分の予算を削減されるだけで何のメリットもなく、積極的に廃止しようとするインセンティブが働かないため、事業のダイナミックな組み換え等が行われることは少なかったと言える。さらに、以前に実施していた経常経費の枠配分予算の方法も、一定の成果はあったものの、基本的には経常経費のみの枠配分であったため、町事業の全体的なスクラップアンドビルドの促進にはあまり繋がらなかった。

このような経緯を踏まえて、一般財源枠配分方式では、事業所管課の権限で予算編成できる範囲を広げ、事業所管課で不要な事業を廃止した分（一般財源分）、新規事業に予算を回すことが可能になることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行うことができるようにしている。

### イ. 事業所管課の視点に立った行政運営の推進

歳入の増加が期待できない状況下では、ある事業に予算を厚く配分するには、他の事業を削って必要な予算を捻出する必要がある。また、単純にシーリング方式では真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律にカットされてしまうという懸念がある。一般財源枠配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している事業所管課の判断で必要な事業の予算配分が可能になり、ひいては行政サービスの向上に繋がる

ことを目的にしている。

#### ウ. 自主性・自律性の確保とコスト意識の向上

政策財政課による査定方式では、財政的な問題を考えるのは管理（財政）部門の仕事で、事業所管課には関係がないという傾向があったが、一般財源枠配分方式では各課等が自らの権限と責任で予算編成（補助金や地方債の活用の検討）を考えることになるので、財政状況や事業コストに対する意識向上が図れることが期待される。

### 【令和3年度一般会計当初予算編成スケジュール】

#### ① 政策会議（10月1日）

- (1) 令和3年度一般会計予算の歳入・歳出の見込額の提示
- (2) 予算編成方針案等の協議・決定
- (3) 予算見積書等の提出の通知
- (4) 政策財政課長による令和3年度一般財源予算要求基準額（各課等枠配分）は10月15日までに提示する。
- (5) 10月5日から令和3年度予算入力可

↓

#### ② 町長予算編成方針等の通知（10月1日）

↓

#### ③ 議員要望提出予定日（10月2日）

- (1) 9月の定期全協で議会事務局が説明し、10月2日までに政策財政課に提出する。
- (2) 要望をとりまとめ、各課等に提示し、予算編成の検討材料とする。

↓

#### ④ 予算見積書提出期限（11月2日）

- (1) 一般財源予算要求基準額の範囲内で予算見積書を作成・提出する。
- (2) 一般財源予算要求基準額（枠配分額）の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。

↓

#### ⑤ 第1回予算ヒアリング（11月10日～13日）

予算要求（予算計上希望事業一覧の事業含む）された内容のヒアリングの実施

↓

#### ⑥ 政策会議（11月25日）

予算要求等の状況についての説明

↓

⑦ 予算査定方針の通知（12月1日）

↓

⑧ 第2回予算ヒアリング（12月14日～17日）

- (1) 第1回予算ヒアリング結果に伴う査定
- (2) 所管課で優先順位をつけた予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）の査定（所管課の予算計上希望事業を町全体の視点で調整）
- (3) 予算編成方針に基づく事業で、一般財源予算要求基準額の範囲内に要求額が収まり、かつ、普通建設事業費の予算要求がない課等はヒアリングを実施しません。ただし、予算が確定したわけではありませんのでご了承ください。
- (4) ヒアリング結果を政策財政課で調整後、町長、副町長と協議

↓

⑨ 町長査定（最終査定） 令和3年1月8日

町長による最終的な査定（必要に応じて現地確認も実施）

↓

⑩ 政策会議 1月18日

予算案の確定（決定）

↓

⑪ 議会予算説明 2月10日

議会への予算案の概要説明

↓

⑫ 議会上程 3月1日

- (1) 令和3年度予算案（特別会計を含む）は、予算特別委員会に付託される予定
- (2) 予算特別委員会は、2日間で実施し、三役をはじめ、関係課長、担当職員が出席する予定

※日程については現時点での予定であり、予算編成の進捗状況を踏まえて変更することがあるので留意願いたい。なお、日程を変更する場合にはその都度、政策財政課より連絡する。

表-3 事業の分類一覧表（ドロップダウンリスト）

<b>重要事業</b>	(重-1) 北部地域活性化事業
-------------	-----------------

第5次鳩山町総合計画		第5次鳩山町総合計画における位置づけ	
<b>安心・魅力づくり協働戦略</b>		(協-1) シニア輝き戦略	
		(協-2) はとやま再生・創造戦略	
		(協-3) ふれあいと賑わいづくり戦略	
		(協-4) 心に響く夢づくり戦略	
<b>分野別計画</b>	<b>1 環境</b>	(分-1-1) 環境と共生するまちづくり	実施計画の事業について、別途にリスト作成
		(分-1-2) 総合的な景観づくり	
		(分-1-3) 緑と潤いのまちづくり	
		(分-1-4) 公園緑地の整備	
		(分-1-5) 新しい時代を担う子どもの育成	
	<b>2 人づくり</b>	(分-2-6) 家庭・地域の教育力の向上	
		(分-2-7) 文化の振興と推進	
		(分-2-8) 歴史・伝統文化の保存・継承・活用	
		(分-2-9) 地域における健康づくりの推進	
	<b>3 暮らし</b>	(分-3-10) 支え合う地域福祉の推進	
		(分-3-11) 障がい者の自立と社会参加の促進	
		(分-3-12) 高齢者の積極的な社会参加	
	<b>4 産業経済</b>	(分-4-13) 農業経営の改善・後継者担い手の確保	
		(分-4-14) 地域産業発展への支援	
		(分-4-15) 地域資源発掘と観光農業の振興支援	
	<b>5 社会資本</b>	(分-5-16) 適正な土地利用の誘導	
		(分-5-17) 市街地の計画的な整備	
		(分-5-18) 幹線道路沿道等の計画的な整備	
		(分-5-19) 総合交通体系の整備	
		(分-5-20) 総合的な防災・防犯対策の推進	

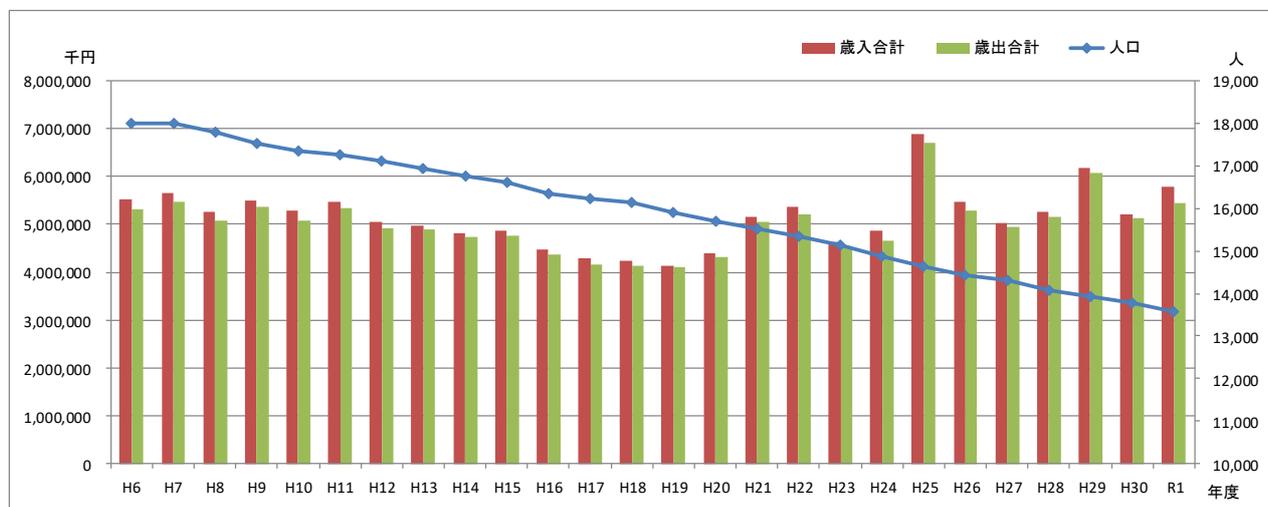
まち・ひと・しごと創生総合戦略		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ	
<b>1 雇用を生み出す基礎的インフラ等の整備</b>	(創-1-1) 泉井・上熊井地区活性化取組方針の推進		
	(創-1-2) 公共インフラの長寿命化と維持管理の適正化		
	(創-1-3) 企業誘致及び就職支援の推進		
	(創-1-4) 耕作放棄地・荒廃山林の再生		
	(創-1-5) 女性の活躍による6次産業化の推進		
<b>2 来訪者の拡大と多様な就労環境の創出</b>	(創-2-1) 中山間地域における「多世代交流・多機能型」拠点の形成		
	(創-2-2) 既存ストックや各種資源を活用した多様な交流の創出		
	(創-2-3) 農業・スポーツ・文化芸術を楽しむ交流人口の拡大		
	(創-2-4) 衛星やICT等を活用した魅力的な情報の発信と活用		
<b>3 結婚・出産・子育ての包括支援</b>	(創-3-1) 子育て世代包括支援システムの整備・広域連携による結婚支援		
	(創-3-2) 三世代同居（二世帯住宅）・近居（町内同居）等の推進		
	(創-3-3) きめ細やかな学習支援の推進		
	(創-3-4) 付加価値型子育て支援住宅の整備		
<b>4 住民と町の協働による地域活性化</b>	(創-4-1) 福祉・健康複合施設を核とした多様な連携と活性化の推進		
	(創-4-2) 都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成		
	(創-4-3) 地域分散型エネルギーシステムの研究		

令和2年7月町長選挙公約		町長選挙公約における位置づけ
重点事業	1	安全・安心、そして健康なまちづくりを推進します。
		(町-1-1) 交通安全の推進
		(町-1-2) 犯罪のない町づくりの推進
	(町-1-3) 健康なまちづくりの推進	
	2	企業誘致を推進します。
(町-2-1) 企業誘致を実現し、税収確保の推進		
3	デマンドタクシーをより使いやすくします。	
(町-3-1) デマンドタクシーの町外運行、土日運行の実現を目指す。		
4	財政健全化を推進します。	
(町-4-1) 起債残高の削減計画を作成し、起債を削減		
5	新型コロナウイルス感染症対策を推進します。	(町-5-1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民への支援
		(町-5-2) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式の推進

## 本町の財政状況と決算分析

### 1 本町の財政状況

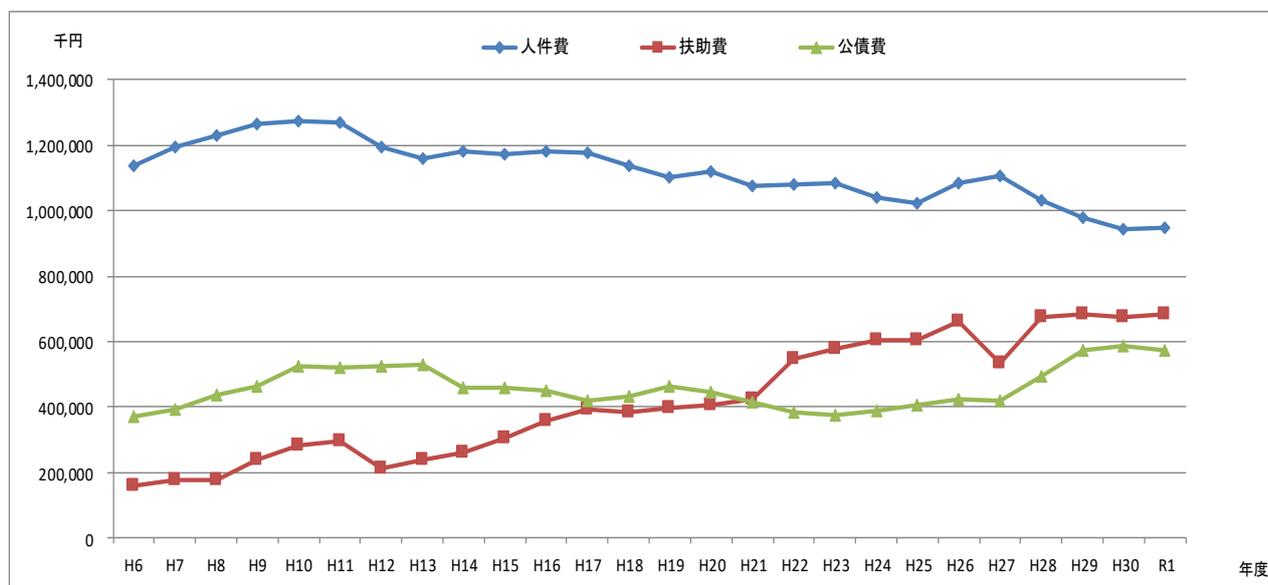
#### (1) 財政規模の推移



- ① 平成 19 年度までは人口と財政規模は、ほぼ同様に推移。
- ② 平成 21 年度及び 22 年度は国の経済対策交付金、24 年度は緊急防災・減災事業、25 年度及び 26 年度は地域の元気臨時交付金、27 年度から令和元年度は社会資本整備総合交付金や農山漁村振興交付金の活用等により財政規模が拡大。

**\* 高齢化と人口減少に伴い個人町民税等は減少する見込み。適正な財政規模の維持が必要。**

#### (2) 義務的経費の推移

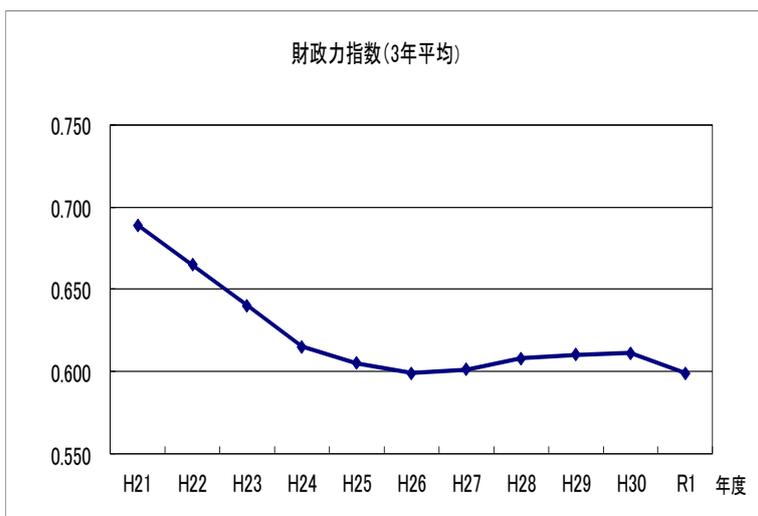


- ① 義務的経費全体で増加傾向にあり、平成 22 年度以降は 20 億円を超えている。

- ② 人口が減少しているため、1 人当たりの義務的経費は増加している。

**\* 義務的経費全体で増加傾向にあり、特に扶助費が大きな増加要因である。また、近年は公債費が急増傾向にある。**

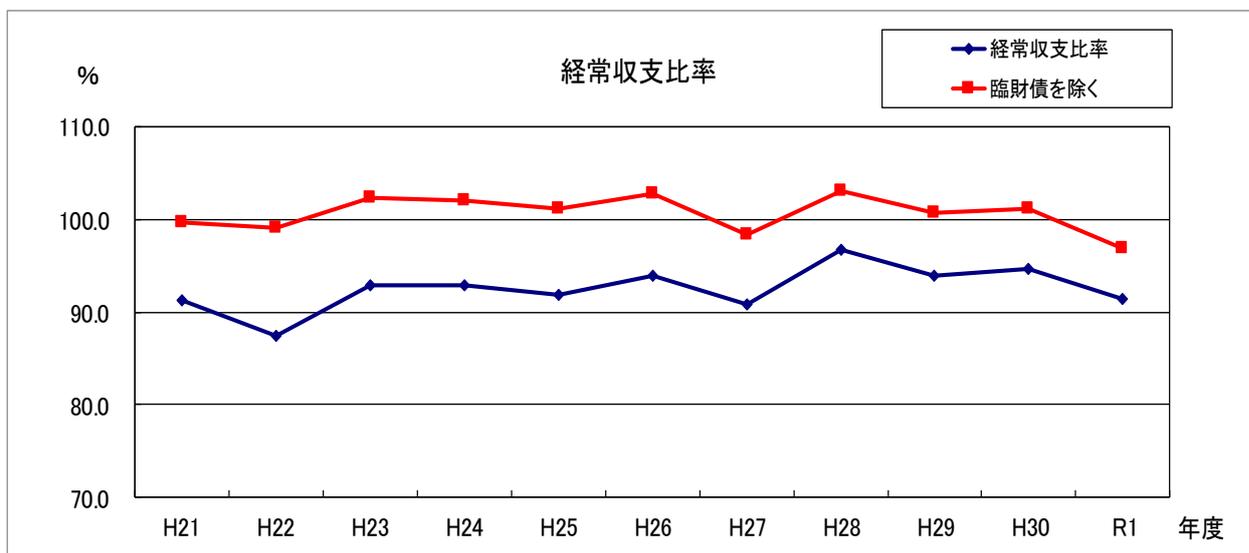
### (3) 財政力指数の推移



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ① H21→H26：指数低下  
地方財政支援に伴う交付税総額の追加。
- ② H27→H30：微増  
地方消費税交付金の増加に伴い基準財政収入額が増加。
- ③ R1：0.60を下回る  
町税の減少により基準財政収入額が減少し、0.599に低下。

### (4) 経常収支比率の推移



① 令和元年度の経常収支比率は前年度に比べて改善した。

⇒人件費、公債費等に対する充当経常一般財源が減少したことに加えて、町税や地方交付税の増加により経常一般財源が増加したことで、経常収支比率は91.4%となり、前年度に比べ3.2ポイント改善した。

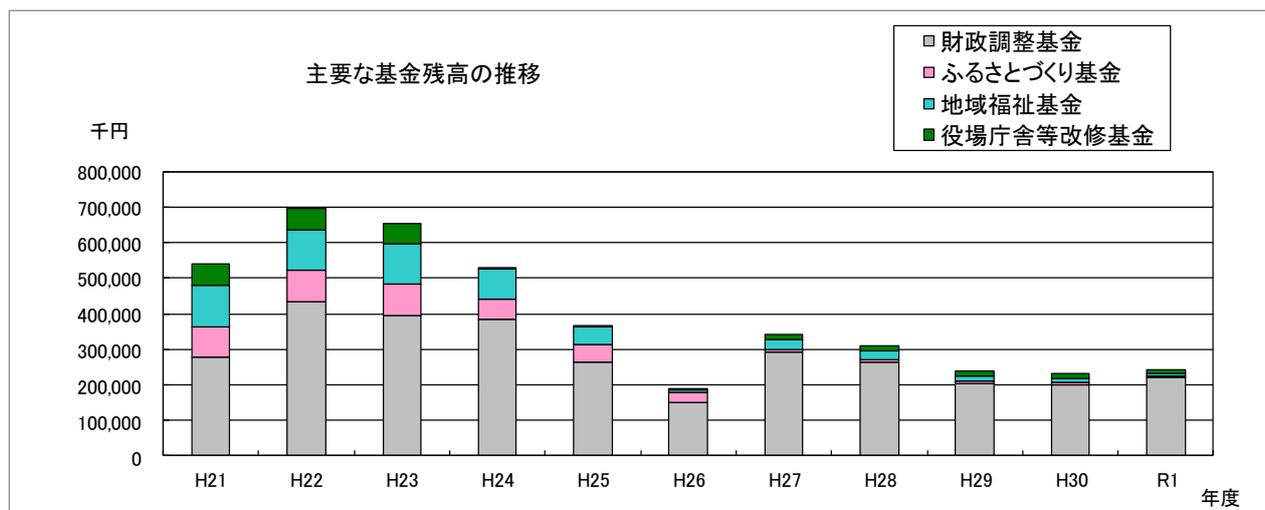
② 平成28年度の経常収支比率は過去最高値となった。

⇒各種交付金、地方交付税等の経常一般財源が減少した一方で、公債費、扶助費等の支出が増加したことで、経常収支比率は96.8%とこれまで最高であった平成18年度の94.7%を上回った。

③ 平成22年度は、大きく改善している状況に見えるが。

⇒平成22年度は国の交付金を活用した義務教育施設の耐震化等の普通建設事業を実施したため、21年度に続き2年連続して経常収支比率が改善した。

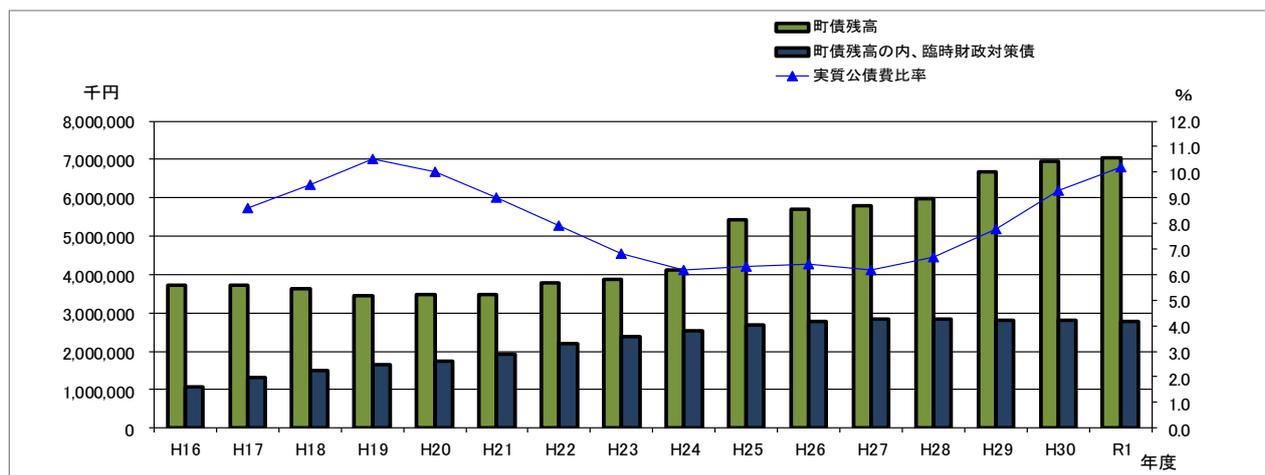
## (5) 基金残高の推移



- ① 主要な基金（4基金）の残高は減少を続け、平成22年度に財政調整基金の積み立てを行ったものの23年度以降は減少し、22年度から26年度の間約5億円減少している。
- ② 平成24年度及び25年度は緊急防災・減災事業、学校施設環境改善交付金事業等の事業財源として活用したため、25年度末の残高は約3億6千万円となっている。
- ③ 平成27年度は事業見直し調査の実施、普通建設事業費の削減などにより財政調整基金への積み立てを行い年度末残高は約3億4千万円まで増加したが、28年度以降は再び減少し、令和元年度末では約2億4千万円となっている。

**\* 基金が枯渇することが想定される。基金に依存しない財政運営への取り組みが急務。**

## (6) 町債残高等の推移



- ① 町債残高は平成23年度まで40億円未満で推移していたが、25年度に50億円、29年度には60億円を超えて急増している。
- ② これは、緊急防災・減災事業、社会資本整備事業等の財源として、地方債を活用していることが要因となっている。なお、残高の約4割は臨時財政対策債が占めている。
- ③ 実質公債費比率は平成24年度までは下降し、その後は横ばいの状況であったが、28年度以降は上昇傾向にある。

**\* 町債残高を削減し、実質公債費比率の上昇を抑える必要がある。**

## 2 財政指標等の今後の推移

### 【歳入の推移】

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
町税	1,748,853	1,807,914	1,790,020	1,742,047	1,766,168
各種交付金等	440,024	396,270	417,594	435,407	430,941
地方交付税	1,202,180	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353
国庫支出金	430,330	583,203	866,942	396,353	517,655
県支出金	270,972	249,782	287,581	302,228	424,048
繰入金	73,681	104,098	98,744	37,074	249,329
繰越金	161,292	77,932	86,095	104,184	82,804
町債	379,508	538,126	1,152,863	776,323	593,336
その他	197,461	209,389	171,835	156,613	394,272
(合計)	4,904,301	5,117,793	6,077,576	5,154,238	5,761,906

### ①義務的経費

- ・義務的経費は平成 22 年度以降、毎年 20 億円を超えている。
- ・扶助費は平成 24 年度に 6 億円を超え、その後も年々増加傾向にあることから、聖域とせず、その圧縮が不可避となっている。
- ・公債費については、平成 29 年度に 5 億円を超え、今後数年間は大きく減少する見込みがないことから、町債残高の削減に取り組む必要がある。

### ②経常収支比率

- ・これまでも経常経費の縮減・圧縮に努めているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。
- ・令和元年度は 91.4%と前年度に比べて改善したが、財政健全化に向けて類似団体の平均値以下を目標として設定し、更に財政の弾力性を確保する取り組みが必要である。

### ③基金残高

- ・令和元年度末における主要な基金残高は、約 2 億 4 千万円と前年度に比べて増加したが、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済への影響、自然災害等の非常時に備え、基金への積み立てが必要である。
- ・長期的な視点に立ち財政運営を行っていくためには、現状以上の基金を確保していくことが必要であり、基金に依存しない財政構造への転換を図る取り組みが急務な状況である。

#### ④町債残高

- ・人口一人当たりの町債残高は、平成 27 年度は 40 万 5 千円、28 年度は 42 万 5 千円、29 年度は 48 万 1 千円、30 年度は 50 万 5 千円、令和元年度は 51 万 9 千円と右肩上がりとなっており、人口減少の影響もあり年々増加している。
- ・町債残高の約 4 割は臨時財政対策債が占めており、当該町債における元利償還金は交付税の需要額に理論償還費として算入（公債費）されている。
- ・なお、実質公債費比率は、平成 28 年度は 6.7%であったのが、29 年度は 7.8%、30 年度は 9.3%、令和元年度は 10.2%と連続して上昇している。さらに、将来負担比率についても、令和元年度は 115.4%と前年度に比べて 6.0 ポイント上昇している。
- ・このような状況から、今後は後年度への財政負担と本町の適正な財政規模を考慮したうえで、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り組むものとする。